○倉敷市交際費検討委員会設置規程

平成 16 年 12 月 2 日

訓令第 26 号

庁中一般

(設置及び目的)

第 1 条　本市が支出する倉敷市交際費の適正な執行を図り，公正で信頼される市政の推進に資するため，倉敷市交際費検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　委員会は，交際費の適正な執行について調査し，及び検討する。

2　委員会は，前項に規定する調査及び検討の結果を市長に建議する。

(組織)

第 3 条　委員会は，委員長，副委員長及び委員 2 人で組織する。

2　委員長及び副委員長は，それぞれ市長が指名する副市長をもって充てる。

3　委員は，企画財政局長及び市長公室長をもって充てる。

(職務)

第 4 条　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

2　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条　委員会の庶務は，市長公室秘書課において行う。

(その他)

第 6 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は，委員長が別に定める。

附　則

この規程は，公布の日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 13 号)

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 15 号)

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。